

令和6年度山形県こどもの意見表明等支援業務委託仕様書

1 事業の概要

虐待により社会的養護が必要な子どもの権利擁護を推進するため、一時保護施設等に入所している子どもの施設での生活における悩みや不満、措置内容等に関する意見の形成、関係機関に対する意見表明を支援する意見表明等支援員の養成・派遣等を行うもの。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の内容

「『子どもの権利擁護スタートアップマニュアル』及び『意見表明等支援員の養成のためのガイドライン』について（令和5年12月26日付こ支虐第224号子ども家庭庁支援局長通知）」に基づき下記の業務を実施すること。

なお、委託金額には、意見表明等支援員の養成・派遣のほか本業務の遂行上必要となる全ての経費を含む。

(1) 意見表明等支援員の養成及びスキルアップ

- ① 上記3(2)の資格保有者等から意見表明等支援員（社会的養護が必要な子どもが入所する施設を訪問し、当該子どもの話を聞き取り、必要に応じて代弁するなど当該子どもの意見表明を支援することにより、権利擁護を行う専門職員をいう。）の候補者を2名以上選定すること。
- ② 選定した候補者に対し、意見表明等支援員に必要な知識等を修得するための研修を実施又は他の団体等が行うアドボケイト養成研修を受講させ、当該研修を修了した者を意見表明等支援員として配置すること。
- ③ 先進事例研究、受託者内でのスーパービジョン等を通じて意見表明等支援員のスキルアップに努めること。

(2) 意見表明等支援員の派遣

意見表明等支援員を派遣し次の業務に従事させること。

① 定期訪問

中央児童相談所及び庄内児童相談所の一時保護所（以下「対象施設」という。）を原則として月1回訪問し、入所する子ども（対象施設の担当職員を含む。）に、意見表明等支援員制度についての説明、対象施設での生活状況の聴取等を行うこと。

② 意見表明等支援を必要とする子どもの随時訪問

ア こどもからの求めに応じ、対象施設を訪問し意見を聴取し、意見表明に係る支援を行うこと。

イ 意見表明を行った子どもごとに記録表を作成する。なお、記録表の様式については、県と協議のうえ作成すること。

ウ 聽取した内容について、子どもの了解を得たうえで対象施設、児童相談所等に伝達し、必要に応じて対象施設の対応状況等を確認すること。

エ こどもが処遇等について、自ら山形県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童
処遇部会への申立てを希望する場合、必要に応じ当該部会へ出席し意見の代弁を行
うなど意見表明等を支援すること。

オ 被措置児童等虐待等、重大な権利侵害や緊急事案を発見した場合は、意見聴取
後、遅滞なく県に報告すること。

(3) 事務局の運営

意見表明等支援員の養成研修の受講に係る調整、意見表明等支援員の活動に係る対
象施設及び児童相談所等の各連携機関との連絡調整、県への各種報告など本事業の実
施に際し必要な事務を行うこと。

4 県への報告等

(1) 受託者から県に対する報告等

- ① 委託契約締結後、意見表明等支援員の候補となる者の名簿（保有する資格、経歴（経
験年数、児童福祉関係業務への従事経験等）を記載すること。）を県に提出すること。
- ② 意見表明等支援員の候補となる者が上記①の研修を修了したときは、当該研
修を修了したことを証する書類の写しを県に提出すること。
- ③ 委託業務の月ごとの実施状況を把握するため、翌月15日まで、意見表明等支援員
の養成の状況、こどもの意見聴取件数や聴取内容等をまとめた報告書を作成し、県に
提出すること。ただし、契約締結日が属する月については、翌月分とまとめて報告す
ることができる。
- ④ 事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書を作成し、事業実績（収支決算を
含む。）、証拠書類その他必要な書類を提出すること。
- ⑤ 上記①から④の報告に係る様式は県が別途定める。

(2) 県による状況等の把握等

県は、上記(1)に基づく報告のほか、必要に応じ受託者に対し実施状況についての説
明又は報告を求めることができるものとする。また、実施状況を把握するために現地
調査を実施し、適当でない事項については改善指導を行うことができるものとする。

5 受託にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度県と受託
者が協議により決定すること。
- (2) 当該業務の実施により知りえた個人情報については、漏えい等の防止その他の個人
情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本事業の目的以外に使用し
または第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生
法等の労働関係法令を遵守すること。
- (4) 業務を行う際に、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者
の責任においてこれを解決すること。また、速やかに県に連絡すること。
- (5) 委託期間満了後、受託者が次期の受託者でなくなる場合、受託者は次期受託者に対
し業務に関して十分な引継ぎを行い、次期受託者が円滑に業務を実施できるよう誠意

をもってサポートすること。なお、この業務引継ぎに要する経費は受託者が負担すること。

- (6) 本委託事業の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。
- (7) 本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して委託事業の収入及び支出を記載し、委託料の使途を明らかにしておくこと。
- (8) 委託事業に係る関係書類は、委託事業終了後5年間保存すること。

こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（概要）

令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局長通知

I こどもの意見聴取等措置

■ 意見聴取等措置が必要となる場面

- 以下の場合は、意見聴取等措置をあらかじめ実施（①は法律上規定。②はこの他実施すべき又は実施が望ましい場合）
 - ① 一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親等委託、指定発達支援機関への委託の決定・停止・解除・変更・期間の更新
 - ② 自立支援計画の策定・見直し、自立援助ホームや母子生活支援施設への入居・入所、面会通信制限 等
- 緊急一時保護の必要がある場合などあらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、事後速やかに意見聴取等措置を実施

■ 意見聴取等を行う者

- 原則、児童相談所職員が実施。各児童相談所の体制や状況等も踏まえつつ、こどもの意見・意向を適切に把握できる方法（※）を検討。
※ 担当の児童福祉社又は児童心理司（必要に応じて双方）が実施／担当児童福祉司等とは別の職員が実施
- 意見表明等支援事業の活用により、こどもの求めに応じて意見表明等支援員が支援を行うことも有用。



■ こどもへの説明・意見聴取

- 以下の事項（※）をこどもに事前に丁寧に説明。権利ノートや図、イラスト等を用いること効果的。
※ 児童相談所の役割、こどもが置かれている現在の状況、親や家族等の現在の状況、一時保護ガドライン／児童相談所運営指針で定められている内容（一時保護の理由、目的等／入所等措置をとる理由等）、聴取した意見の取扱い、権利教諭や意見表明等支援事業の仕組み・利用方法
- 援助方針の検討の可能な限り早期の段階で、以下の事項（※）について意見聴取を実施。複数回にわたり実施する等の対応が望ましい。
※ 措置等の内容についての意見・意向とその理由、今後に対する希望、現在の状況についてどう考えているか、措置等に関する希望、不安等
- 言葉による意見聴取が困難な場合も、絵カード等のコミュニケーションツールを活用し、こどもが意見・意向を表明できるよう最大限配慮。それでも意見表出が困難なこどもには、こどもの生活スタイルを理解して意思を推察するなど非指示的アドボカシーを実施

■ 記録の作成・管理 児童記録票に、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載

■ 聽取した意見・意向の考慮、反映の検討

- 聽取した意見・意向は援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法や内容等を検討。可能な限りこどもの意見・意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行う

■ こどもへのフィードバック

- こども本人に速やかに決定の内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明しフィードバック。特にこどもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は説明を尽くす。

子どもの権利擁護スタートアップマニュアル（概要）

II 意見表明等支援事業

- 意見表明等支援を実施する場面
 - > 指置等の決定、自立支援計画策定、里親・施設や一時保護所における日常生活の場面、こどもが児童福祉審議会等へ意見申立てを行う場面
- 意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項
 - (実践環境の整備)
 - > こども／関係者（児童相談所職員や里親・施設職員、一時保護所職員等）への説明、多様なアクセス手段の確保（電話、はがき、SNS等。障害児の場合は手話通訳等の合理的配慮）、事務局の体制確保（都道府県等の主管課／可能であれば適当な外部団体に委託）
 - (意見表明等支援員の確保)
 - > 配置形式・体制（独立性の担保）：児童相談所等とは別の機関が担当することを基本。適切な団体等に都道府県等が委託／補助。個人の場合は委嘱
 - > 資質の醸成・担保：都道府県等が適当と認める養成研修の修了が必要。多様な属性・強みを持つ支援員の確保。SVを受けられる体制整備。
 - (意見表明等支援事業の実施方法・留意事項)
 - > 訪問先の決定（一時保護所、里親家庭、児童養護施設等の入所施設）、対象となるこども（年齢等で一律に区切るのは不適当）、訪問方法（定期又は要請に応じた訪問）、こどもの年齢・発達の状況に応じた配慮、意見表明への対応とこどもへのフィードバック（意見表明を受けた関係機関における十分な検討、こどもへの丁寧でわかりやすい説明が確実に行われる体制の構築）、守秘義務・個人情報の管理 等

III 子どもの権利擁護に係る環境整備

- 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組みの構築（児童福祉審議会の活用）
 - 児童的な仕組み：こども（又はこどもに関わる関係機関）が児童福祉審議会に意見を申し立て、こどもからの意見聴取や必要な調査を行った上で児童福祉審議会において審議し、必要な場合には児童相談所等の関係行政機関に對して意見を具申※ 意見具申の内容はこども本人にも伝え、児童福祉審議会では一定の期間を設けて児童相談所や施設等から対応結果の報告を求め、その結果をこどもに伝えるといったフォローアップも行う
 - 準備・留意事項：児童福祉審議会の独立性、迅速性、専門性、こどもからのアクセシビリティの確保等の観点から必要な体制を確保
 - > 権利擁護に関する専門部会の設置・迅速な開催、委員の選定（児童相談所や施設関係者等は望ましくない等）、事務局の設置（児童相談所職員が担当することは避ける）、多様なアクセス手段の確保、関係機関等（児童相談所、施設、一時保護所、里親等）への説明・周知（児童福祉審議会以外の機関による権利擁護）
 - > 条例について児童福祉審議会とは別のこどもの権利擁護機関を設置し、権利救済の申し立てを受けて調査・審議、勧告等を行う自治体の取組例を紹介
- 意見表明等支援事業の実施・活用促進等
 - こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発、関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成
 - こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組（意見箱（実効性ある運用）、こども会議等）

意見表明等支援員の養成のためのガイドライン（概要）

令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局長通知

意見表明等支援員とは

＜主な業務内容＞

意見表明等支援員の基本的な役割は、こどもの立場に立つて、

- ①こどもの意見の形成を支援し（意見形成支援）
 - ②こどもの意見・意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達する（意見表明等支援）
 - ③こどもが意見表明を行った後、関係者からの説明について、こどもが納得しているか確認し、必要に応じて再度の意見表明を支援する
- ⇒ ①～③の活動の前提として、こどもや関係機関等に、こどもの権利や支援員の意義・役割等について理解してもらうことが重要
- ④こども権利や支援員の役割に
関する理解促進
 - ⑤意見形成支援
 - ⑥意見表明等支援
 - ⑦その後の対応

＜求められる要件など＞

- 意見表明等支援員として活動するには一定の知識・技術等が求められるため、都道府県等が適当と認める研修を修了する必要（研修の企画・検討する際は、本ガイドラインで示している到達目標、研修カリキュラム（例）を参考）
- 意見表明等支援員は、こどもの権利保障のために、6原則（右図参照）など重要な考え方に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明支援を行うことが求められる
- 児童相談所や施設の職員、里親自身が行うことには想定されない（独立性の観点）
- 禁固以上の刑に処せられた者等は、意見表明等支援員として不適格

意見表明等支援員の到達目標

※意見表明等支援員として活動するに当たって、常に意識し、達成するように不斷に努力することが求められる目標：こどもの権利保障のために、基本とする原則に基づいて、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明等支援を行うことができる

知識・
技術

- ・意見表明等支援事業に関する法令やマニュアル等を十分理解している
 - ・こどもの権利及び意見表明等支援員の果たす役割・内容についてこどもや関係機関・関係者に十分理解を得られるようになっており、説明できる
 - ・意見表明等支援に関する基本的な考え方を理解し、自然と身に付いた態度で実践できる 等
- ・こども権利保障実現を目指すことを常に意識し、こどもの権利を尊重し擁護する態度を身につけている
・こどものそのままのありようを尊重し、柔軟な姿勢を保ちながら、こどもと継続的な信頼関係を構築し、向き合っている 等

態度

意見表明等支援員のためのガイドライン（概要）

研修カリキュラム（例）

A:アドボカシーの意義・目的、B:権利擁護・児童福祉行政に対する理解、C:アドボカシーへの理解、D:子どもの多様性への理解、E:アドボカシーの実際

基礎編 意見表明等支援員が果たす役割・意義を理解しながら、望ましい基本的な態度、こどもを取り巻く環境などについて理解

養成編

基礎編で学んだ概略をさらに深め、実際に出会うこどもの多様性等についてより理解。グループワークが有効

科目名	時間	内容（目的の記載は省略）
A アドボカシーの定義・理念、独立・専門、訪問アドボカシーの概要	2	・アドボカシーにおける意見表明等支援員の役割 ・アドボカシーの基礎・理念・6原則 等
B 人権・子どもの権利の理解とこどもの権利擁護	1～2	・子どもの権利条約の目的・内容 等
アドボカシーに関する制度	1～2	・意見表明等支援事業の関連法令、養成ガイドライン・スタートアップマニュアルの目的・内容
各自治体における児童福祉行政の理解（概要編）	1～2	・各自治体の児童相談所や児童福祉審議会の役割等の制度・現状 等
C アドボカシーの基本的な態度・技術	2～3	・こどもと向き合う際の基本的な配慮事項 ・アドボカシーを行う際の基本的な態度 等
D 多様なこどもの理解とその権利擁護	2～3	・子どもの発達への理解 ・子どもの多様性（ジエンダー、L G B T Q、外国にツールをもつ、障害等）への理解 ・様々な生きづらさ（トラウマを含む）等への理解
E 社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状（概要編）	1～2	・社会的養護当事者・経験者からみた社会的養護やアドボカシーの現状

科目名	時間	内容（目的の記載は省略）
A アドボカシーの理念と原則（詳細編）	1～2	・意見表明等支援員と子どもの権利擁護に関する多職種との違い
B 各自治体における関連制度やアドボカシーの取組（詳細編）	1～2	・社会的養護のこどもに関連する制度の詳細等 等
C 訪問アドボカシーの過程と技術（2時間×3回）	6	・訪問する各施設等種別の訪問アドボカシーの特徴、必要な技術、留意点 等
D こどもの発達段階に応じたアドボカシー	1～2	・年齢や発達の状況に合わせたアドボカシーの実践 等
こどもの多様性に応じたアドボカシー	2～3	・多様性に応じたアドボカシーの実践
こどもの抱える困難と影響に対する理解	2～3	・困難や被害によるこどもへの影響の理解
演習（ロールプレイ）（2時間×2～3回）	4～6	・面談シナリオを作成するワークや、ロールプレイ等
自己覚知や反省への理解	1～2	・意見表明等支援員の自己覚知や反省の重要性 等
社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの実際（詳細編）	1～2	・社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの現状・課題
困難なケースへの対処・葛藤	2	・難しい場面での対処 等
活動する組織の理解(研修企画団体が意見表明等支援の訪問活動等を行う場合)	1～2	・活動する組織の理解 ・他の組織との連携 等

養成後のフォローアップ等の取組

養成後に支援の質の向上させていくことの重要性を踏まえ、各団体の養成後のフォローアップ等の取組（定期的な事後研修、SV等から助言を得る、支援員同士で悩みを共有する等）を紹介